

公益財団法人信託資本財団 評議員会 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人信託資本財団（以下「当財団」という。）の定款第33条に基づき、評議員会の運営に関して必要な事項を定める。

(構成と権限)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、定款第23条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する権限を有する。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(種類及び開催)

第3条 評議員会の種類は、定款第24条に定めるところに従う。

(招集者及び招集手続)

第4条 評議員会の招集者及び招集手続は、定款第25条及び第26条に定めるところに従う。ただし、招集の通知については、定款第26条第1項の定める書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た方法により電磁的方法による通知を発出することができる。

2 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

3 招集の通知には、前項に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(議長)

第5条 評議員会の議長は、定款第27条に定めるところに従う。

(定足数)

第6条 評議員会の定足数は、定款第28条に定めるところに従う。

(関係者の出席)

第7条 評議員会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(報告・説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事並びに議題又は議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において説明を求められた者は、必要に応じて事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

(動議)

第9条 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

(採決)

第10条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議事録)

第11条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監事又は議長が署名、記名押印又は電子署名するものとする。

2 評議員会の議事録には、下記に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 評議員会が開催された日時及び場所
- (2) 当該場所に存しない理事、評議員、監事が評議員会に出席した場合における出席の方法
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、その評議員の氏名
- (5) 監事が監事の選解任や辞任について意見を述べたときはその概要
- (6) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたときはその概要
- (7) 定款第37条第6号に基づき監事が行った報告の概要
- (8) 評議員会に出席した者の氏名
- (9) 評議員会に議長が存するとき、議長の氏名
- (10) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 前各項の規定にかかわらず、定款第30条のみなし決議があった場合の議事録には、下記に掲げる事項を記載又は記録し、議事録作成者が署名、記名押印又は電子署名するものとする。

- (1) 評議員会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 上記(1)の事項を提案した理事の氏名
- (3) 評議員会の決議があったとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(評議員会の決議事項)

第12条

評議員会は、一般社団法人法並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬及び費用の額の決定、並びにその規程の作成及び改廃
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
- (8) 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (9) 評議員会の延期又は続行
- (10) 定款にて評議員会の権限とされた規程制定及び改廃に係る事項
- (11) 前記各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及び定款に定める事項

(決議)

第13条

評議員会の決議は、定款第29条に定めるとおりとする。定款に規定する「議決に加わることのできる評議員」とは、当該決議に特別の利害関係を有しない評議員をいう。

(事務局)

第14条

評議員会の事務は、事務局がこれを行う。

(改廃)

第15条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

本規則は、平成27年9月30日から施行する。

本規則は、令和元年9月30日から改訂施行する。